

野口レポート

NO. 138

平成20年3月1日

発行: 有限会社アルファ野口 〒211-0012

川崎市中原区中丸子 538 ミルベージュマルタ 1F

TEL 044-422-1337 FAX 044-455-0208

文責: 野口 賢次

財産と幸せは比例しない

「財産と幸せが比例するとは限りません」この認識を持つことは相続のプロとして重要です。本質を見誤ったコンサルをしてしまうと、相続人を不幸にしていまいます。相続人の幸せを心から考えたとき、目に見えない財産が見えてきます。

ある女性（A さん）から相談を受けました。法律の専門家や行政の相談会などを転々としたのですが、解決の糸口が見つからず悩んでいました。

A さんのご主人は土地資産家の長男です。母親（本家は女系）は既に亡くなり、跡取り息子のご主人は、それなりの不動産を相続しています。不幸なことに、ご主人が父親より先に亡くなりました。

子供がいないので、相続人は A さんにご主人の父親です。遺言は無く、相続分は配偶者の A さんが3分の2、直系尊属の父親が3分の1となります。だが、相続人が合意すればどのように分けても有効です。

遺産分割にご主人の兄弟が口を挟んできました。預貯金等は相続してもよいが、先の母親の相続で長男（ご主人）が取得した土地や建物は父親に相続させろとのことでした。

3 分の 2 の権利や、本家の嫁としての想いもあり、A さんの心は複雑です。義兄弟は連日のように遺産分割を迫ってきます。どうし

てよいのか A さんは少々ノイローゼ気味です。

三つのことを考えました。複数の義兄弟が同じ敷地内に住んでいること、ご主人が残した相続財産のルーツは本家筋の財産であること、A さんの歳はまだ50代前半であること、これらを併せ考えると問題の本質が見えてきます。

法律を前面に出し権利を主張すれば、3 分の2の財産は取得できます。しかし、義兄弟との仲は最悪となります。同じ敷地内に住みながら、生涯いがみあって暮らしていかなばなりません。

毎日いやな思いをして生きていくのと、楽しく生きていくのでは、天と地の差になります。ここは譲りましょうとアドバイスをしました。

大切なのはこれからの人生です。10年20年と長い年月を明るく楽しく暮らす。この時間をお金に換算したら億の財産に値します。「目に見える財産でなく、人生（幸せ）を取りましょう」この一言に A さんはハッとし、一番大事なことに気付いてくれました。

どこへ相談しても誰もそんなこと言ってくれなかったと、最後は涙なみだです。これまでの苦労や想いが一気に出たのでしょう。

数日後 A さんから遺産分割協議書にハンコを押しましたと、報告がありました。フッ切れた A さんの声は弾んでいました。

ほとんどの専門家は「財産と幸せは比例する」これを前提とし、仕事をしてしまいます。だが「財産と幸せが同じ方向を向くとは限りません」私はいつもこのことを心に留め置いて仕事をしています。

相続は譲った人が幸せになります。笑顔が戻った A さんは、これからの自分の人生を、幸せに歩んでいかれることでしょう。